

## 特定医療費(指定難病)転入申請書

※裏面にも記入欄があります

転入前の 都道府県・市町村名		都 道 府 県	市 町 村	転入年月日		年 月 日						
受診者	ふりがな			性別	男 女	年 齢	歳	生年月日				
	氏 名							大正 昭和 平成 令和		年 月 日		
	住 所	※住民票に登録されている住所を記載してください			独居	<input type="checkbox"/>	電話番号		— — — — — —			
	個人番号			申請年1月1日の 住民票市町村		都 道 府 県		市 町 村				
	保険種別	社保(共済含む) → ①を記入 国保(国保組合含む) → ②を記入 後期高齢 → ②を記入 生活保護 → ①②記入不要※ ※該当種別を○で囲む ※ただし、保険に加入している場合は要記入			裏面記載の年 金等の受給の 有無及び年額		有 無		裏面記載の障害年金等の番号 ( ) 上記年額が80万9千円を超える(はい いいえ) 80万9千円以下の年額 ( 円)			
	保険者名			保険者番号								
	病名			記号番号		記号			番号			
① 被保険者	ふりがな			性別	男 女	受診者 との 続柄	本人 夫 妻 父 母 子		生年月日			
	氏 名						兄弟姉妹 その他( )		大正 昭和 平成 令和		年 月 日	
	個人番号			申請年1月1日の 住民票市町村		都 道 府 県		市 町 村				
② 住民票 及び 同一 世帯 員 以下 全員 を 除	ふりがな 氏 名			個人番号 ※個人番号については受診者と同一保険加入者のみ記入		性別 生年月日		申請年1月1日の 住民票市町村		受診者との 続柄		
							国 保 後期高齢		男・女		都道府県 市町村	
							社保 共済 国 保 後期高齢		男・女		都道府県 市町村	
							社保 共済 国 保 後期高齢		男・女		都道府県 市町村	
							社保 共済 国 保 後期高齢		男・女		都道府県 市町村	
							社保 共済 国 保 後期高齢		男・女		都道府県 市町村	
							社保 共済					
特上自 例限 等額負 の担	該当する ものに“○”		人工呼吸器等装着				高額かつ長期					
			生活保護				軽症者特例					

上記のとおり、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を申請します。

申請者氏名

続柄 ( )

電話番号

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

受給者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

受付印

指定医療機関	医療機関名	所在地	
	受診中もしくは受診予定の指定医療機関(薬局、訪問看護事業者等を含む)を記入して下さい。 *記入に際しては、必ず大分県もしくは他都道府県で指定されている医療機関等を記載してください。		

※代理人が申請手続きをする場合に記入

委任状	代理人 氏名	生年月日
	住所	続柄
	連絡先	
	私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。 ※委任しない事項は二重線を記入。	
(委任する内容)	1 特定医療費(指定難病)転入申請に係る手続き 2 特定医療費(指定難病)受給者証の受領【認定の場合】 3 その他( )	
	年	月
		日
委任者 氏名	住所	

&lt;支給認定申請に関する注意事項&gt;

- この申請には、次のものがが必要です。
  - ①転入前の都道府県の特定医療費(指定難病)受給者証の写し
  - ②受給者及び受給者と同じ医療保険に加入している者の個人番号(中学生以下を除く)
- 申請日から大分県が定める有効期限未までを有効期間とする新たな受給者証及び自己負担上限額管理票を交付します。
- この申請書は、受給者の住所地を管轄する保健所に提出してください。
- 転入前の特定医療費(指定難病)受給者証は、発行元の都道府県へお問い合わせの上、返還してください。

※前年に下記障害年金・遺族年金等の給付がある場合は、その番号を表面に記載してください。

(1)	国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
(2)	厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
(3)	船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
(4)	国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
(5)	地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
(6)	私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
(7)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
(8)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
(9)	労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
(10)	国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む)に基づく障害補償
(11)	地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
(12)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当